

## 高すぎる国保料の引き下げへ京都府として一般会計からの繰り入れを

【光永】日本共産党の光永敦彦です。引き続きまして山田知事ならびに教育長に質問いたします。

はじめに議長のお許しをいただき一言申し上げます。私は8月に、馬場府会議員とともに、福岡県朝倉市と東峰村に豪雨災害支援ボランティアで入りました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、心よりお見舞い申し上げます。この夏は、各地に豪雨が大きな爪痕を残しました。政府あげた支援を強く求めます。

それでは質問に入ります。

まず、来年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化についてです。

なにより保険料が高すぎます。滞納世帯が42,251世帯にも上り、例えば京都市では、ひとり親世帯で年収が200万円の場合、国保料は208,356円、実に保険料だけで収入の1割を超えているのです。貧困と格差が広がる中、いのちを守る最後のセーフティネットのはずの国保が、こんな状態でいいはずがありません。都道府県化により国保料がどうなるのか、まさにいのちに直結する課題ではないでしょうか。このため、現在、京都府知事宛に「府民のいのちを守る署名」が取り組まれております。

この間、京都府国民健康保険運営協議会が3回開催され、今議会に運営方針中間案が報告されます。しかし、肝心の保険料率と市町村納付金については、何ら示されません。7月には、新制度を前提とした試算が行われ、都道府県や市町村の判断で公表できることになっています。すみやかに結果を公表し、住民的な論議をすべきではありませんか。いかがですか。

知事は「被保険者の年齢構成が高く、医療ニーズが高い一方で低所得者が多く、保険収入が少ないという構造的な問題を抱えております」とし、「市町村の運営では遅かれ早かれ制度の限界を迎える」と答弁されてきました。しかし「構造的な問題」は、いくら都道府県単位化し、支え手を増やしても根本的には解決しません。最大問題は、「国保は支えあいの制度」とその役割を歪める一方、政府が、1984年に5割近くあった国庫補助率を25%程度にまで減らし、その結果、高すぎる国保料がのしかかり、本府では42251世帯も滞納に陥っていることにあります。この現実をどう受け止めておられますか。また国庫補助率の抜本的な増額なしに構造的な問題は解決できないと考えますが、いかがですか？お答えください。

さて知事は、「法定外繰入を行うことも可能」と述べられました。これまで市町村が繰り入れてきたことを念頭におかれていると思います。京都社会保障推進協議会の自治体キャラバンの中では、向日市を除き、今のところおおむね法定外繰り入れは継続する方向で検討されているとお聞きをしています。問題は、払える保険料にすることですから、京都府も市町村努力とともに、一般会計からの繰り入れを行い、保険料引き下げに踏み出すべきと考えます、いかがですか。

## 高齢者の貧困対策として、実態把握と直接支援の体制づくりを始めよ

次に、高齢者の貧困問題と自治体の役割について伺います。

「国民生活基礎調査」によると、65歳以上の高齢者世帯の生活意識について、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は、95年に37.8%、2014年には58.8%に達し、過去最悪となりました。年収200万円以下の

「貧困高齢者世帯」は4世帯に1世帯にものぼり、現役の50、60歳台は、給与も年金も下がっており、今後貧困高齢世帯は500万を超えると予想もされています。そこでまず、今日における高齢者の貧困の特徴と原因をどうとらえておられるのか、ご所見を伺います。

さて、医療機関や地域包括支援センターで伺うと、月13万円の年金暮らしの65歳の方は、糖尿病で入院の際、マル老の制度改正で対象から外れ、月8万円程度かかり、退院後も三割負担となります。「このままでは糖尿病治療を続けられるかどうか心配」と言われ、あらためてマル老改悪の影響は重大と感じました。また、一人暮らしの男性は、高齢になり商売をやめたとたん、賃貸の店舗兼自宅の家賃がたちまち払えず、退去を求められ、地域包括支援センターになんとかたどりつき、高齢者でも入れるアパートが見つかりしのげたなど、ギリギリの事態が広がっています。

高齢者の貧困を拡大させないためには、年金、医療、介護、雇用など各制度の抜本的な見直しが必要ですが、そのためにも、複合的な困難をかかえた高齢者の実態を総合的・具体的につかむことが私は必要と考えますが、どう対応されますか、お答えください。

この間、貧困の実態が見えにくく、地域包括支援センターやボランティア等非営利活動が、高齢者の複合的な困難を必死で支えておられます。本府では、地域包括支援センター18カ所が直営で、残る108カ所は委託となっております。行政の福祉部門の職員は減り、制度と事業所が縦割りで、しかも介護保険は限定的となっております。その上政府は「我が事・丸ごと」などと地域と住民に「共助・自助」をおしつける、これでは、高齢者の貧困問題を行政から遠ざけてしまいかねません。そこで少なくとも地域包括支援センターの直営化や、体制強化への支援策を京都府が講じ、高齢者の実態を直接把握できるよう、責任体制を明確にできる仕組みをつくるべきと考えますが、いかがですか。

さて現在、京都府社会福祉協議会を中心に生活困窮社会における地域づくり研究会が行われ、いくつかの自治体では具体化がすすめられているものの、例えば税の滞納をどう把握し解決を図るのか、までの具体化には至っておらず、全体として生活再建のための連携や包括的支援策は、ほとんどないのが実態となっています。

一方、税を滞納している方に、市長先頭に「ようこそ滞納いただきました」と受け入れることで有名な滋賀県野州市では、「くらし支え合い条例」を昨年10月1日施行し、「生活困窮者対策」に取り組んでおられます。私たちも直接伺いましたが、困り事の解決にとどまらず、「生活不安」となっている問題を総合的に相談し、国民健康保険の滞納や各種減免相談、就学援助、生活保護の申請、労働局との連携等ワンストップで支援をされています。市民生活相談課職員さんは「住民税が滞っていれば固定資産税や国保税を納められず、水道料金や給食費も滞納している可能性もある。困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事」と言われました。

そこで伺います。生活実態の全般を把握し、行政が直接支援できるよう、市町村とネットワーク化し、ワンストップサービスができるよう、組織の在り方も含め、取り組みを始めるべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【知事・答弁】**光永議員のご質問にお答えいたします。

まず国民健康保険でありますけれども、国民健康保険は、他の保険者に比べまして、年齢構成が高く、一人当たりの医療費が高い、無職の方が多く、所得に占める保険料の比率が高いなどを特徴としておりまして、かつてはどちらかというとな農業者とかですね、商店の方の保険であったわけでありまして、今は無職の方やアルバイトの方の保険になってきているということで、このままで行きますと、保険としての基盤が

小さいと安定的なサービスが提供できないということで、これは都道府県化を進めてきたわけでありまして、この点をご理解いただきたいというふうに思います。そしてその中で、この新制度移行に当たりましては、私は国に強く求めまして、毎年 3400 億円、これはだいたい今一般会計から繰り入れてる額程度ですけれども、これの、政府支援の拡充を実現をしました。今でもまだ紆余曲折はありまして、去年の年末もかなり激しく政府とはやり取り行いましたけれども、そうした中でも、1700 億円につきましては、すでに低所得者対策として投入され、京都府におきましても約 34 億円が 28 年実績で交付されるなど、着実な成果もあげてきているということもご理解いただきたいというふうに思います。

そして試算の公表でありますけれども、今試算を繰り返しておりますけれども、今まだ平成 28 年度の医療費実績もとの算定でありますし、30 年度から投入予定の国費の拡充分 1700 億円のうち、500 億円がまだ示されていない現状にあります。さらに、激変緩和に対する国の考え方も示されておられませんので、こうしたことを踏まえて、私としましては、30 年度を見据えた本試算のための算定数値が示されるとともに、国費拡充全額の配分方法ですとか、激変緩和の方法の提示などの条件が整ったらすね、すみやかに公表していきたいというふうに思っております。

法定外繰入につきましては、これはもう市町村の政策判断になります。子ども医療費におきましても、京都府は「ここはやります」。それに対して、京都府と同じだけの補助をしているところもありますし、さらにそれに上乗せをしているところもあります。まさにこれは市町村の政策判断であり、市町村自治であるというふうに思っておりますので、例えばその中で、28 年度と同額の法定外繰入が行われるとすれば、3400 億円の国費補充分がありますから、その点では国保の負担軽減が行われるということは、数字上は間違いのないというふうに思います。あとは市町村の政策判断のまた当否だというふうに考えております。京都府といたしましても、加入者一人当たりの医療費が毎年約 3% 伸びている中、国保に対しまして、平成 29 年度当初でも約 260 億円もの予算を確保して、懸命に制度を支えてきているところであります。消費税の値上げが延期されててですね、非常に地方消費税が入ってこない、厳しい財政環境の中でもこの制度を維持するようにしっかりと頑張っていることをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、高齢者の貧困と自治体の役割についてであります。類を見ない速さで進む高齢化や核家族化の進行などによりまして、高齢者人口に占める生活保護の受給者数は、十年前と比較し約 1.5 倍増加をしております。また、被保護世帯のうち、高齢者世帯の割合も増加傾向にあります。とりわけ、65 歳から 70 歳までの受給者数の増加や、高齢単身世帯の増加が顕著になっております。預貯金の減少が高齢者世帯の保護開始理由で最も多くなっており、続いて病気、高齢による収入の減と続いております。だいたいこれが、高齢化全体で見てもですね、同じような傾向にあるというふうに考えております。それだけに、まず一つにはやっぱり、収入が確保されるという点ではですね、まだまだお元気で就労を希望される方につきましては、ジョブパークにおいて専門のカウンセラーが相談や職業訓練、再就職の紹介などを支援のワンストップで実施いたしますし、就労が困難な方につきましては、これは福祉制度等によってですね、生活を支えるとともに、加齢に伴い身体機能や認知機能が低下し、慢性疾患を抱える方も増えるなど、やはり日常生活の課題を抱えておりますので、複合的な困難を抱える高齢者につきましては、地域での民生児童委員や社会福祉協議会、自治体、NPO など等々、地域包括支援センターが連携して、その中で実態把握に努め、介護に関する相談やケアプランの作成の中で、この支えあいをしていかなければならないし、また公的支援をしっかりと行っていかなければならないというふうに思っております。ただその地域包括支援センターについて、どういう形でやっていくかというのは、これはまさに市町村の責任を持つての判断になりますので、その中で市町村がこういう形での支援とか、そういうことがあれば、我々としてはそれを考えていきたいと思っておりますけれども、

京都府が行いますのは、今、地域包括ケア推進機構をつくっておりますけれども、まさに全体としての、そうした地域包括ケア支援センターが回っていくための人材育成ですとか、医療介護連携の大きな流れをつくるか、そうした中でのものを行っております、基幹センターなどの設置に関しましては財政支援も行っているというところでございます。

ご指摘ありましたように、これからの総合的な取り組みでありますけれども、ご指摘の通りやはり市町村が、そうした面では、福祉からですね、様々なケアまですべて総合的に見ていくというのが体系になっておりますので、市町村レベルでまず総合的な課題に取り組む体制をつくっていく、そしてそれを、私どもは地域包括ケア推進機構をはじめとして、府の機関で支えていくという形になろうかなというふうに思っておりますので、これからもそうした点からのしっかりとした支援を行っていきたいというふうに考えております。

**【光永・再質問】**再質問をさせていただきます。まず国民健康保険の都道府県単位化なんですけれども、今、一番の問題、心配事は、国民健康保険加入者等の保険料がどうなっていくのか、ということだと考えます。私、全国保険医団体連合会の調査を調べましたところ、8月末時点で、全国21道府県で保険料や納付金の試算をすでに公表されております。本府は、先ほどあったように保険料の公表をしないまま、今後パブリックコメントをやっていくと、これいったい何に意見を言うのか、ということに当然なっていくかと思うんですね。その後で、国が示す指数に基づいて計算して、公表して、2月議会にかかって4月実施と。こんなひどい話ないわけです。やっぱり、いったい保険料はどうなっていくんだと、実は下がるのか、そして下がるためにどうしてくれるんだと、ということが当然心配なわけですから。私、京都府として、保険料引き下げの決断させるために、一般会計からの繰り入れをするということ第一質問で言ったんですけど、その点では答えがなかったんで、この点はいかがかということをまずお答えください。それと、先ほど述べました府民的な論議が、やっぱり保険料についてどうなるのか、する必要があると思うんですね。それについてどうされていくのか、そして、いつの時点で公表されるのか、これ明確にお答えください。と同時に、市町村がですね、独自に公表して、市町村レベルで住民的論議されるのは、私は自由かと思うんですけど、その点はそういう認識でよろしいんですね。もう一度お答えください。

高齢者の貧困についてはですね、今やらなきゃいけないことは、これだけ急速に貧困が広がる、あるいは今後も広がる可能性が非常に高いという下で、まずですね、実態把握に努めるということが大事だというふうに思っていて、その点については、これから包括支援センター等で連携してつかんでいくとおっしゃいますけれども、包括支援センターに来れる方、あるいは包括支援センターが担当できる方も限られているわけで、やはりその前提として、今全体どうなっているのかということ、しっかりと把握することが必要だと思うんですね。そこは京都府が調査に乗り出すべきやと思うんですけども、その点いかがでしょうか。再度お答えください。

**【知事・再答弁】**これにつきましては、先ほど申しましたように、京都府は当初予算でも260億円ものですね、予算を確保して懸命に支えているということをお知らせいたしました。これ以上の財源とかそういうことを示さずに、いたずらに、どんどんどんどん一般会計から繰り入れる、これは国民健康保険というのは、受益とサービスの関係がありますから、その中でどういうふうに判断をしていくかということをお考えなければならない問題ですので、そういうことにも触れながら、やっぱり私は、質問するのが公平・公正ではないかなというふうに思います。

その中で私どもは、国に対して3400億円もですね、繰り入れをしっかりと獲得をしてまいりました。で

すから、そうした面から申しますと、府下の一般市町村が今の法定外繰入をそのまま継続すれば、そういう面では保険料は安くなるということは言えると思います。従いまして、あとの市町村が法定外繰入をするかどうか、これは市町村長の、また市町村の議会の皆さんの判断でありますので、それについて京都府が何か言うことはございません。

高齢者につきましてはですね、そうした中で、まさに実態をしっかり把握し、総合的に福祉から介護・医療をやっていくのは、これは市町村が一番その実態をつかまなきゃいけない。それについて、私どもはお手伝いをしながら、包括的な立場ですね、基盤を整えていくことをやっていくというのが、いちばん実態にとって、また現場にとった、私は政策になるのではないかなというふうに思っているところであります。

(国保の試算結果の)公表については先ほど申しましたように、きちっとした条件があったら公表いたしますけれども、少なくとも、先ほど申しましたように、今の中では、法定外繰入がそのまま行われれば、政府からの繰り入れが入ってまいりますので、その分だけ減っていくということは間違いない、ということをお願いいたします。

**【光永・指摘要望】**市町村の保険料の試算を自由に公表できるのかどうかについてもお聞きしましたので、その点、またあとでお答えください。いずれにしてもですね、知事のお話では、仕組みや財政論の話がどうしても中心になるんですよね。私が問題提起しているのは、払いたくても払えない保険料の引き下げに、真剣に向き合うべきだということ言ってるんです。知事は京都府は負担しているとおっしゃいますけど、それを言うならですね、市町村だって法定負担やっているわけで、京都府だって法定負担やっているわけです。ただそれを超えて、市町村は住民の皆さんと一緒に、これまで苦勞して苦勞して、一般会計から繰り入れしたり基金から繰り入れしたり、努力しているわけですね。知事が都道府県化を推進してきたと、制度安定化しばらくできますと、しかし国のお金がどうなるかわかりませんが、市町村が独自判断で繰り入れされて保険料下げるのは自由です、ってな話になると、京都府はいったい何するんかと。やはり、都道府県化してきた以上ですね、京都府だって一般会計繰入してですね、市町村の努力に加えて、さらに保険料が下がるように努力すると、そのことが今、私はすごく大事だということをおぼろげに指摘して、次の質問に移りたいと思います。

## 「残業代ゼロ」法に反対。労働者保護につながる公契約条例の制定を

**【光永】**次に雇用と賃上げについて伺います。

この間議員団は、京都労働相談センターや、弁護士の皆さんとともに街頭労働相談に取り組み、これまで279人と対話しました。また夜駅頭で労働相談を続けています。そのうち76%が仕事に問題を抱えており「10年間昇給なし、有休もとれない」「自分は派遣で定時に帰るが、社員は残業月100時間が当たり前」などブラックな働き方が構造的に蔓延しています。本府はワーキングプア率全国ワースト4位、非正規雇用率は41.8%で全国ワースト3位、1週間の就業時間が60時間以上の割合が11.1%で全国ワースト3位など、賃金が低く長時間過重労働が厳しい地域となっています。そこで、深刻な雇用実態を把握し解決するため、労働局と連携し、街頭労働相談をはじめ、アウトリーチして外で実態把握する必要があると考えますが、いかがですか。

さて10月から最低賃金が全国平均で823円から848円になるものの、これでは年収180万円に届きません。また安倍政権は働き方改革法案要綱で、過労死ラインの残業を容認し、「高度プロフェSSIONAL制度」

では労働時間規制を適用せず、残業代をゼロにし、休日 104 日以上を義務化しようとしています。社会問題となっているヤマト運輸でも年間休日が 117 日ですから、祝日やお盆、年末年始も残業代を払わずに無制限に働かせることにつながります。そこで伺います。働き方改革実行計画では時給 1000 円の達成年限が消え、実質先延ばしにされてしまいました。本府では 831 円から 856 円となりますが、今すぐ全国一律制による時給 1000 円に引き上げる必要性についてどう考え、どう行動されますか。またこの秋、臨時国会で提出が狙われる高度プロフェッショナル制度について、どうお考えですか。さらに私は導入中止を政府に求めるべきと考えますが、いかがですか。

さて、わが党議員団はこれまでから、低賃金と長時間過重労働の解決にむけ提案を行ってきました。その一つが公契約条例です。昨年 12 月の代表質問で、私は政策的に引き上げられてきた設計労務単価が賃金として支払われているのか、現場の実態を把握すらしめない本府の姿勢を批判しました。一方、最も早く成立した千葉県野田市では見直しがこの間行われ、業務委託範囲を拡大し、職種別賃金の導入、業務委託契約の長期継続契約の締結を可能にし、受注者変更時の継続雇用確保努力義務を課すなど、下請け等への賃金確保に加え、労働者保護も盛り込んでいます。さらに川崎市や国分寺市などでは、適用労働者の対象に一人親方を加えることにより、請負契約の労務費が明確になり、結果として重層化に歯止めがかかっています。

大問題となった京都市立病院の青い鳥保育園が法人化に伴い民間委託される際に、これまでの労働者の雇用継続をはじめ、労働条件が契約に入ることとなりました。しかしその委託先が変更される際に、京都市は「経過措置」であるとして例外対応であると述べ、その結果全員が解雇され、裁判が闘われています。現在、京都府の公契約大綱には、賃金規定も労働者保護条項もありません。民間委託や委託変更などを広げながら、労働者保護の具体的な対策をとらないことは、きわめて重大と考えます。この点どう対応されますか、お答えください。

そもそも ILO 国際労働機関の「公契約における労働条項に関する条約」第 1 条 3 項には「下請負業者又は契約の受託者により行なわれる作業に適用する」と民と民の契約も対象とし、しかも「権限のある機関は適当な措置を講じなければならない」と述べています。そこで、賃金規定や労働者保護条項等、最新の到達点を踏まえた条例制定が必要と考えますが、公契約大綱で十分というお考えですか、そうであるならその理由を明確にお答えください。

## 住み続けられる地域づくりへ、「地域自治組織」などに府の支援を 必要な職員増を含めて、振興局のあり方と配置を見直せ

【光永】次に住み続けられる地域づくりと自治体のあり方について伺います。

国の地方創生が新たな様相で動き始めています。2015 年改訂の日本再興戦略で「ローカルアベノミクスの推進」とし、リニア新幹線建設や北陸新幹線の延伸、京都で城陽の再開発など、インフラ整備や再開発をすすめながら、一方で地方の構造改革をすすめ、新たな儲け、稼ぐ力をつけるというものです。そのためにコンパクトシティや行政コスト削減、広域的自治体連携が政府によって狙われています。その結果、地方創生推進交付金にみられるよう、政府の描くストーリーに沿う計画を描いた自治体には交付金が採択をされる等、中央集権的に地域の切り捨てや集約化が進み、5 年後には自立が求められるのです。これでは地域はいっそう住み続けられなくなると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

さて私はこの夏、鳥取県岩美町で開かれた小さくても輝く自治体フォーラムに参加してまいりました。ここには全国から首長、自民党をはじめ地方議員さん、自治体職員も含め参加されていました。鳥取県は、この 6 年間で 4000 人を超えて移住されています。この傾向を「田園回帰」とも言われていますが、NHK でも

放映された、「移住1%戦略」としてそれぞれの町や集落が毎年人口の1%程度を増やすことで地区は持続可能になるという実践が、このフォーラムの分科会でも交流されました。

山口県は、県による中山間地域づくり研究センターによる研究と、中山間地域づくり推進課を設置し中山間地や市町村支援に包括的に取り組んでおられます。私が注目したのは、継続的家計調査です。これは、家計簿に、どこの店で何をどれだけ購入したのかを継続的に把握することで、域外で使っていたお金の1%分を消費レベルで地域に落とし循環ができれば、人口維持の土台が形作られることを証明する調査でありました。県が、地域の持続のため、市町村や地域をサポートする姿勢の大切さを実感しました。

本府では、合併した福知山市は旧大江町や旧夜久野町の支所機能が弱まり、また京丹後市では合併後の旧町庁舎廃止の動きが起こり、先の市長選挙で現職市長が落選し、現在は計画が止まっていますが、住民と地域の維持にとって切迫した事態です。そのうえ職員削減に加え、政府は今後、窓口業務の外部委託まですすめようとしています。「このままでは、地域がなくなってしまう」との声があちこちから出されています。

本府は、「人口ビジョン」で交流人口増をめざし、「海の京都」や「森の京都」など、観光を軸とした事業を進めてきました。私はこの間、いくつかの商工会や自治体職員さん、集落で頑張っておられる方々と懇談をしてきました。共通して出されたのは、「短期間で結果を求められると、余計に地域が疲弊する」「受け入れのキャパシティを超えると、地域は壊れる」「Iターンで頑張っている若者や地域の自然を、観光のツールとして消費・浪費するやり方は続かない」など厳しい声です。そこでこうした方針は見直し、府内には一つもない「地域自治組織」をつくる支援を行い、集落の持続に行政として取り組むべきと考えますがいかがですか。

さらに、私は、これまでの振興局のあり方を見直し元の体制に戻すことや、市町村に府職員身分のまま配置することなどを求めてきましたが、必要な職員増を前提とし、身近で市町村支援ができる組織としての振興局の在り方を、現在の広域振興局体制でなく身近に配置することも含め見直すことが必要と考えますが、いかがですか。

**【知事・答弁】**まず、新しい料率の公表の問題なんですけれども、法定外繰入と一緒に言ったつもりだったんですけれども、そもそも、認める、認めないというのは何の根拠を持っておっしゃるのか、そんな権限は京都府にはないんですよ。地方自治法の体系から言ってもそんなものはありませんので、質問自身が私は意味がないと思います。

次に雇用と賃上げについてでありますけれども、京都府ではこれまでから、京都中小企業労働相談所において、労働相談を通じて現場の生の声を把握しますとともに、全国に先駆け、学生アルバイトの実態に関するアンケートを行うなど、雇用実態の把握に努めてきたところであります。労働相談は街頭での実施もあるんですけれども、厳しい状況を踏まえれば、周囲を気にすることなく、誰でも手軽に、府内のどこからでも受け付けられるという形で、フリーダイヤルなどのご相談に、私どもはそれを行っているわけでございまして、そうした中でですね、平成28年度は3130件の、過去最高の相談を行ったところでありまして、これからもそうした面をしっかりと行っていきたいというふうに思いますし、府労働局、京都市が連携して、その中で実態把握にも努めていきたいというふうに考えております。

賃金の引き上げでありますけれども、京都府は国に対して、最低賃金の引き上げを求めているところでありますし、さらに、中小企業の生産性向上に向けた支援、同一労働同一賃金を原則とした、正規労働者と非正規労働者との格差是正、こうしたものも同時に要望しているところでありまして、今後とも雇用環境の改善に向けた取り組みを、積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

高度プロフェッショナル制度の導入につきましては、功の面を経済界が主張し、罪の面をまた労働者側が主張しております。それぞれ、功罪あるんだと思いますけれども、こうした主張を踏まえて、やはり働く人たちの環境を守りながら、働く人たちが自分の能力を発揮できるような、そういう制度を国会において検討していただきたいというふうに考えているところであります。

次に、公契約条例についてでありますけれども、公契約だけ労働者保護とかですね、そういう話は私はちょっと違うんじゃないか。労働者は、公の契約であろうと、民の契約であろうと、等しく保護されなければならない、そういう体系をつくらなければ、私はいびつなものになるというふうに考えておりますので、その点では、労働者保護といった形を公契約大綱やそういったものに盛り込むということは考えておりません。その中で、私どもとしましては、公契約大綱に下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保を盛り込みまして、そして、最低賃金や労働関係法令の遵守義務、これは大きな枠をですね、きちっとある中でそれを守りましょうということですね。そして、こうしたものを必ず明記していく、また長期継続契約の対象にわたる条例に基づきましても、これは業務内容に応じて、複数年にわたる契約を締結できるようにしております。契約の発注者でありますので、私どもが発注をする中で守っていかなければなりませんから、そうした点では、京都府としてのやるべきことはやっているというふうに考えているところであります。あくまで契約のまさに当事者として、発注側としての対応でありますから、しっかりとできることはやっているということでもあります。

次に、住み続けられる地域づくりについてであります。議員が触れられた2015年版の「日本再興戦略」ですけれど、地方創生に関し、「地方が元気にならなければ国は元気にならない」んだとか、「人口減少と少子高齢化は地方において深刻だ、しかし地域には本当に数多くの地域資源が眠っている。地域の持てる力を磨いて潜在力を発揮できるようにしよう。そして地方の自立を強力に後押ししていこう」。これはもうだれも反対はしないんじゃないかなというふうに思います。そしてその中で、毎年交付金が約1000億円と措置されている。別に政府のために地方を従わせるためにやってるんじゃないで、私などはですね、何度も国に行って、これとこれをつくれと言って、つくっていただきました。そしてそれを京都府に引き込んできております。その中で、中山間地域の暮らしを支える拠点づくりを支援する「コミュニティコンビニ事業」や、広域観光交流人口対策となる「もう一つの京都」事業など、ハード・ソフトにわたる施策を積極的に進めているわけですので、私はちょっと、議員のご主張は理解に苦しむ点があります。

観光を軸とした期間限定の取り組みとのご指摘でありますけれども、「もう一つの京都」事業は、地域の資源をきちっとみんなで認識をして、それを連携・共同して、ずうっと頑張っていこうじゃないかということでありまして、例えば「海の京都」エリアの観光入込客数は、ターゲットイヤーの翌年増えましたし、さらに本年度におきましても、ゴールデンウィークでもですね、またお盆の期間でも、お盆なんか12%増えている。ターゲットイヤー終わってから効果が出ているというのは、今の現実ですよ。そしてその中で、私どもがさらに連携をよくして、DMOはじめとして地域の皆さんの総力を結集して地域を盛り上げようという永続的な取り組みにしていけたらなというふうに思いますし、公共員を地域に20名配置して、市町村と連携して、コミュニティの活動も支援しておりますので、そうした点をご理解いただきたいと思います。

地方自治組織支援というのは、地域力再生事業でもしっかり後押ししておりますけれども、一番大切なのは、こうした組織で何をやるのかということでもあります。ですから、そうした組織が「こういうことをやりたい」というのであれば、我々はですね、いろいろなメニューを持っておりますので、それを後押ししていくことはできるというふうに思っております。まず、何をしていくのだ、どういう目的で地域を頑張っていくのだということが、一番やっぱり地域にとって、自立を進め、地域を永続的に活性化するために、私は必要じ

やないかなというふうに思いますし、その点は後押ししていけたらなというふうに思っております。

広域振興局につきましては、これは市町村の皆様からですね、本庁に足を運ばなければ結論が出ず解決が図れないとか、振興局は権限もなくしてむしろ本庁との直接のやり取りを阻害している、これは町村会からのご指摘で、このままでは広域振興局にするしかない。もっと権限を与えて解決能力を与えて専門性を付与しないと、町村から邪魔にされているという中で決断したものであることは、ご理解いただきたいというふうに思います。そしてその中で、局独自の予算のもと、地域活性化を進めるとともに、DMOなどについて総合調整機能を発揮する、そして広域振興局が中心となって産学公連携による移住促進の組織もつくるなどですね、かなり、今までにない広域的な活動をしているというふうに思っておりますので、今後とも広域調整機能を発揮しつつ、市町村をサポートするとともに、現地現場主義を重視した府政運営に努めて、府民満足度を高めてまいりたいと考えているところであります。

**【光永・指摘要望】**雇用と賃上げについてですが、相談件数が3130件とおっしゃいましたけれども、私どもの調査では、行政に相談されたのはおよそ3%。相談窓口があることを知っているのも3%程度ということです。相談が多いからいいんだ、3000件あるからいいんだという話ではなくて、アウトリーチをしてしっかりと実態をつかんで、声を出せない青年たちに声を出せるように支援していくということが必要なので、そういう意味でもしっかりとアウトリーチしていただきたいと思います。

公契約条例に関わっては、私も、先ほども質問でも言いましたが、ILOの条約でも、民と民の関係でも労働者保護についてはやらなくてはならないというふうに書いてあるわけです。もちろん、これは日本政府は批准していませんけれども。それだったら、行政が率先して労働者保護条項を京都府として入れて、その条項を民民の関係にもしっかりと適用させていって、国際的には批准ができるように昇華させていくということだって、当然必要なわけですから、「これは民と民のことですからそれに口出しすることはできません」、「公だけやることはできません」みたいな話では、いつまでたっても労働者保護条項は出来ないわけです。まず京都府が率先してやったらいいじゃないかと。そのことを公契約条例に盛り込んで制定したらいいと。このことは強く求めておきたいと思います。

持続可能な地域づくりについてですけれども、私は先日、長野県に行ってきましたけれども、長野は今でも77自治体が残っておりまして、県の担当者は「市町村合併を住民投票により選択しなかったことで、コミュニティや文化が守れたとよく言われている。今後も県として市町村合併はしません」というふうにおっしゃいまして、私は、京都府とはだいぶ違うなと思いました。地方創生関連法案が提案された国会の冒頭で安倍首相が「地方創生」の成功事例としてあげた、例えば島根県海士町などは、いずれも平成の大合併をせずに自立を選択された自治体でありました。「地域活性化」の幻想に追い立てられて、予算獲得に走り回ってですね、そして結果として地域が梯子をはずされると。こんなことに陥るようなことを押し付けては絶対にならない。だから府としては住民自治、そして、市町村を水平的に支える役割とそれにふさわしい組織をつくる必要がある。私はそのことを指摘して次の質問に移ります。

## 「特色化」の名による教育条件格差とランク付けを見直せ 地元の声、生徒・保護者の要望に沿った高校づくりを

**【光永】**質問の最後に、南丹地域のまちづくりと公立高校の在り方についてです。

私は昨年12月議会代表質問で口丹通学圏の府立高校の在り方の検討に際し、地域づくりの観点から丁寧

な論議を求めました。その後須知高校と北桑田高校に、それぞれ「在り方検討会議」が設置され、今年7月初旬の第三回目の会議では、「校長案」が示されることになりました。そこでは、両校を存続させるための特色化として、須知高校は「食物調理科」の新設、「普通科」から難関大学をめざす支援態勢の強化等で、北桑田高校は「普通科」と「森林リサーチ科」の2学科・4コースを維持し、「塾・予備校のサテライト校」の導入、美山分校は「便利な場所」への検討などが示されました。ところが、「検討会議」に初めて提案されたはずの「校長案」について、その是非の検討もなしに、府教育委員会が、次回会議までに「校長案」について「すぐにできること、中長期的な課題など整理をする」とまとめたことに驚きました。府教育委員会は、これまで一度も論議されていない「校長案」でいいとお考えなのですか、お答えください。しかも、これから検討するはずの「校長案」の一部である北桑田高校の前期選抜募集定員に京都市枠を設けることを、来年度の募集定員に反映しました。まだ方針も決まっていない、生徒や保護者、地域住民に検討内容も知らせないまま、どんどん既定方針化するやり方に疑問や不安の声が寄せられています。なぜ、こんなことになるのでしょうか、その理由をお答えください。

私は先日、南丹市園部町で開かれた「子ども、学校、教育、地域を語る」つどいに参加し、保護者の皆さんと懇談をしてきました。「小学校統合時、初年度は約200人の子どもがいたが、6年後には児童数は半減した。とくに周辺からの子どもが減っており、学校が遠くなれば地域を離れてしまう。規模が小さくとも地域にとって学校は必要」との声や、中学生の進路選択について「子どもも親も、高校のランクと成績のバランス、複雑な選抜制度のシステムに振り回されている」、「口丹通学圏では、地元の『学区枠』が80%あるのに、京都市内や学区外の高校を希望する生徒が増え、地元高校への進学希望が減っている」などの保護者の意見が交流されました。

また、北桑田高校、須知高校の在り方については、「地域にとって高校は必要。高校を残し、充実させるのは当然」という意見が多く、一方で、他の地域から生徒を呼び込み生徒数を確保する提案に対しては、「いくら特色やオプションをつけても、他地域の生徒を呼び込むには困難もある。地元の生徒や保護者の意見・要望を聞いて、地元の生徒が通いたい高校づくりを」、「少人数教育を導入し、先生を増やし普通科教育を充実してほしい」など要望が寄せられました。

そこでお聞きします。地元高校への進学希望が減っている背景には、小中学校の統廃合や府教育委員会が進めてきた「特色化」の名による教育条件格差とランク付けが一因と考えますがいかがですか。また三段階選抜は見直し前期選抜は廃止すべきです。さらに地元の子どもの行きたい高校づくりにむけ生徒・保護者・住民の意見をよく聞き、高校教育に反映させることこそ必要なではありませんか。

**【教育長・答弁】**口丹地域の府立高校の在り方についてですが、現在、北桑田高校と須知高校の在り方を検討する会議を設置し、地域の方々からご意見をいただいているところでございます。検討会議の中で示された「校長私案」は、地域の方々から校長として学校の活性化にむけての思いを聞かせて欲しいという強いご要望を受けたものでありまして、2校の案はともに地元地域の方々の思いを受け止めたものという評価をいただいているところでございます。この「校長私案」には、教育内容の充実など校長の権限において実施できるものと、施設設備の整備など予算を伴うもの、また、実現に様々な課題があるものも含まれておりますが、ご質問の地元中学校での進路説明会で、中学生や保護者に校長が説明した内容は、校長として、これから学校をより良くしていきたいという思いを伝えたものであり、高校として今年度中にも新しい取り組みを行えるよう日々努力をされているところであります。

府教育委員会といたしましては、学校の在り方について、「校長私案」や又私案に対する検討会議でのご

意見などをふまえて今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。また、今回、北桑田高校の普通科に京都市や乙訓地域からも志願できるように調整したことは、口丹地域にありながら高校の所在地は京都市にあるという今の特殊性や近年の同校への志願状況をふまえ、通学区域の調整として府教育委員会において決定したものであります。

また、地元の高校への進学者が少ない原因が、いわゆる高校のランク付けにあるとのご指摘についてであります。口丹地域においては、全体として、都市部である京都市内の高校や、特に私立高校を希望して進学する生徒が多い状況にあり、このことが主な要因であると考えています。

高校の魅力は、単一の尺度で捉えるものではなく、様々な角度で輝くものであると考えており、各高校では、生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばせるよう特色ある取り組みを展開しております。

また、現行の入学選抜制度のもとで、多くの中学生は、学校説明会等を通じて各高校の特色を把握し、自らの学ぶ意欲や興味関心、進路希望等に応じて主体的に高校を選択し、入学後も目的意識をもって取り組んでおり、前期選抜もその趣旨をふまえ積極的に活用されているものでございます。口丹地域の各高校におきましても、生徒や保護者、地域のニーズ等をふまえながら、魅力ある高校づくりに一層努めていくことが重要であると考えており、そうした学校の取り組みを教育委員会として支援してまいります。いずれにいたしましても、今後の府立高校の在り方の検討につきましては、これまでと同様に地元市町と連携し、地域の方々や関係者の皆さまから丁寧にご意見をお伺いし、府教育委員会として子どもたちにとって何が大切かをしっかりと見極めながら進めてまいります。

**【光永・再質問】** 教育長がおっしゃいますように、学校の在り方というのは、様々な尺度で考えるというのは、そうかもしれません。ただ、前提は、子どもたちや保護者がその事をどう考えているのか、あるいは、その思いを学校がどう受け止めるのかということであって、大事なのは、それらをしっかりと制度として担保するために府教育委員会が責任を持つということではないでしょうか。

丹後通学圏の場合では、府教育委員会が住民に押されるかたちで、不十分ながらアンケートとったり、説明会開いたり、今後のあり方を考える形をとらざるをえなくなってきました。口丹通学圏では全然違うんですね。須知高校と北桑田高校は、町づくりの観点も含め、そういった取り組みをなぜしないのか。あまりに内容が知らされなさすぎではないか。その点についてお答えください。

**【教育長・再答弁】** 保護者や地域の方々の思いを受け止めて高校の在り方を考えていくというのは当然のことでございます。丹後の場合はですね、面的に生徒の減少が、全体として進んでいくという状況がありまして、それに比べますと、口丹の地域については、全体というより特定の地域において著しい減少もある。それについて、まちづくりを含めて色々と考えていかれる地域の主だった方々、全て入って頂きまして、もちろん、保護者の代表も入っていただいたうえで、その在り方を検討するというところで、現在、取り組んでいるところであります。これからもしっかりと、様々なご意見を聞いて丁寧に進めていきたいと考えています。

**【光永・指摘要望】** 私が質問をしましたのは、府教育委員会が責任をもって検討して、住民の皆さんからの意見も聞いたり、子どもたちからの意見も聞いたり、それをふまえて責任をもって対応していく、説明会を開くということ、何でやらないのかということですので、その点について、今後しっかりと責任を持った対応をしていただきたい。くれぐれも拙速なやり方はやめるように求めておきたいと思っております。

いずれにしても、今回の代表質問は、どの問題も京都府政が府民の皆さんや市町村をどう支援するのか、住民自治とは何かを問う角度から質問をさせていただきました。地方自治総合研究所研究員の方がおっしゃ

っていました。「国が掲げるモデル事業に身の丈を合わせ、補助金や交付金で事業を始める自治体は最初から失敗のリスクを抱えている」というふうに厳しく指摘されておりました。私は、今の京都府が進める、国方針にとびついて、先取りをして、それをトップダウンで強引に進めるやり方の転換こそ必要であると、改めて厳しく指摘して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。